1 建設工事当初契約時の契約課への提出書類(<mark>令和5年1月に変更した箇所は赤字で表記)</mark>

以下の書類は契約と同時に契約課へ提出してください。

(1) 提出書類一覧

①土木一式工事等 (建築一式工事以外)

	現場代理人								
		主任技術者等					そ	その他	
提出書類 契約金額 (税込)	術者等指名届の現場代理人及び主任技	の写し	者等の兼務届出書 ③現場代理人・主任技術	の兼務申請書の兼務申請書の兼務申請書	置に関する誓約書⑤主任技術者等の専任配	の配置に関する誓約書の営業所の専任技術者等	又は実務経歴書の必要な資格者証の写	書の歌に関する誓約	覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(作之)	技	類	術	等る	酉 己	等	l	約	_
4,500 万円以上	0	0	×	Δ	\triangle	×	0	Δ	0
4,500 万円未満 4,000 万円以上	0	0	×	Δ	Δ	×	0	×	0
4,000 万円未満 500 万円以上	0	0	Δ	Δ	×	Δ	0	×	0
500 万円未満	0	0	×	Δ	×	Δ	0	×	0

②建築一式工事

②是来 · 八工事			場代理人						
	主任技術者等					その他			
提出書類	(①現場代理人及び主任技)	の写し	者等の兼務届出書 ③現場代理人・主	④専任配置の免除 の兼務申請書	置に関する誓約書	の配置に関する誓約書の配置に関する誓約書	⑦必要な資格者証	書 8 下請金額に関する誓約	覧表の専任技術者
契約金額 (税込)	主任技	できる書類	·主任技術	・主任技術等	事任配	宮約書	証の写し	9る誓約	2、術者 一
8,000 万円以上	0	0	×	Δ	Δ	×	0	Δ	0
8,000 万円未満 7,000 万円以上	0	0	Δ	Δ	×	Δ	0	Δ	0
7,000 万円未満 1,500 万円以上	0	0	Δ	Δ	×	Δ	0	×	0
1,500 万円未満	0	0	×	Δ	×	Δ	0	×	0

(2) 提出書類について

提出書類名	注意事項等				
①相相小型 卫术之代针体大	金額にかかわらず、すべての工事で提出を必要とする。				
①現場代理人及び主任技術者	※現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)をすべての工事で配置するこ				
等指名届 	と。				
②雇用確認のできる書類の写	※詳細は「2. 現場代理人及び主任技術者等の雇用期間・確認方法について」を参				
L	照。				
	契約金額 500 万円以上 4,000 万円未満(建築一式工事の主任技術者等の場合は				
②祖祖仏碑 1 子// 壮// 李// **	1,500 万円以上 8,000 万円未満)の他工事の現場代理人・主任技術者等に配置され				
③現場代理人・主任技術者等	ている者を,新たに契約する契約金額 500 万円以上 4,000 万円未満(建築一式工				
の兼務届出書	事の主任技術者等の場合は 1,500 万円以上 8,000 万円未満)の工事の現場代理人・				
	主任技術者等として配置する場合に提出を必要とする。個人ごとに提出すること。				
	次の(1),(2)に該当する場合,提出を必要とする。いずれの場合も,担当課の承				
	認を必要とする。				
	(1)契約金額 4,000 万円以上(建築一式工事の場合は,8,000 万円以上)の工事				
④専任配置の免除に係る現場代	に現場代理人・主任技術者等として配置されている者を, 新たに契約する工事の現				
理人・主任技術等の兼務申請書	場代理人・主任技術者等として配置しようとする場合。				
	(2) 他の工事の現場代理人・主任技術者等に配置されている者を,新たに契約す				
	る契約金額 4,000 万円以上(建築一式工事の場合は,8,000 万円以上)の工事の現				
	場代理人・主任技術者等として配置しようとする場合。				
⑤主任技術者等の専任配置に	契約金額 4,000 万円 (建築一式工事の場合 8,000 万円) 以上の工事のときに提出				
③主任技術有等の専任配置に 関する誓約書	を必要とする。ただし,主任技術者及び(特例)監理技術者で,他の工事との兼務				
対する言が音	が認められたものは、提出不要。				
⑥営業所の専任技術者等の配	営業所の専任技術者、経営業務の管理責任者を主任技術者として配置する場合に				
置に関する誓約書	提出を必要とする。				
⑦必要な資格者証の写し又は	監理技術者証の場合は、資格者証の写し(表裏)				
実務経歴書	ただし、平成28年5月31日以前に交付を受けた者は講習修了証の写しも必要。				
⑧下請金額に関する誓約書	契約金額 4,500 万円 (建築一式工事の場合 7,000 万円) 以上の工事で主任技術者				
の「明金領に関する言称音	を配置するときに提出を必要とする。				
	建設業許可の申請・更新時に提出したものの写し(最新のもの)を提出すること。				
の労業所の東は共栄者・影寺	建設業許可の有効期間中に営業所の専任技術者を変更し、営業所の専任技術者一				
⑨営業所の専任技術者一覧表	覧表のみで変更内容を確認できない場合は,変更内容がわかるものも合わせて提				
	出すること。				
	-				

様式は契約課ホームページに掲載している最新のものを使用すること。

提出内容に変更があった場合は、打合せ簿とともに現場代理人及び主任技術者等変更届を監督員へ速やかに提出すること。

2 現場代理人及び主任技術者等の雇用期間・確認方法について

(1) 雇用期間

区分	雇用期間		
	入札参加希望提出日以前 (随意契約の場合は, 見積書提出日以		
現場代理人	前) から継続して、受注者との間に第三者の介入する余地のな		
	い雇用に関する一定の権利義務関係があること。		
主任技術者	入札参加希望提出日(随意契約の場合は,見積書提出日)の3		
監理技術者	カ月以上前から継続して,受注者との間に第三者の介入する余		
監理技術者補佐	地のない雇用に関する一定の権利義務関係があること。		

(2) 確認書類

※プライバシー保護のため、保険者番号及び被保険者記号・番号等を復元できないように、マスキング処理を行ったものを提出してください。

1 株式会社・有限会社等の会社組織及び常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
所属業者名の記載されている健康保	資格取得年月日	市町村の国民健康保険証は
険証の写し		該当しない
		協同組合等の場合は組合員
		名簿も必要
社会保険被保険者資格取得届 (社会保	社会保険事務所の受	保険証交付後に写しの提出
険事務所の受付印のあるもの) の写し	付印の日	
(上記の加入手続き中の場合)		

2 常時雇用の従業員が5人未満の個人事業所

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
住民税特別徴収税額の決定・変更通知	最新の通知書の発行	役員等で金額が入っていな
書の写し	日	い場合は登記簿謄本の写し
		も必要

3 後期高齢者医療制度被保険者

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
後期高齢者医療保険被保険者証の写	明細等の内容による	給与・支払い明細に会社名
し+過去数か月分の給与・支払い明細		や押印がない場合は会社の
(帳簿) の写し		様式の申立書も必要